

議員提出議案第2号

湯河原町議会議員定数条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び湯河原町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成23年3月4日提出

湯河原町議会議長 室 伏 重 孝 様

提出者	湯河原町議会議員	杉 本 光 明
賛成者	同	室 伏 友 三
	同	露 木 寿 雄
	同	長 谷 川 俊 子
	同	高 橋 延 幸
	同	土 屋 誠 一

(提案理由)

地方分権による独自の行財政改革を推進していくことに対し、議会が率先して定数の削減をすることにより、より効果的な議会運営を図るため、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町議会議員定数条例の一部を改正する条例

湯河原町議会議員定数条例（平成 14 年湯河原町条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

「16 人」を「14 人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。